

令 7 消防保安第 788 号
令和 8 年 (2026 年) 2 月 3 日

各関係機関の長
様
各関係団体の長

山 口 県 総 務 部 長

令和 8 年春季山口県火災予防運動の実施について

火災予防の推進につきましては、平素から特段の御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 8 年 3 月 1 日から 7 日までの 7 日間、令和 8 年春季全国火災予防運動が全国一斉に実施されることから、本県におきましても、別添 1 のとおり推進事項を定め、広報活動等を実施するとともに、各地域において、実情に応じた効果的な運動が展開されることとなっております。

つきましては、この運動の趣旨を御理解いただき、本運動が十分な成果を収めることができますよう、格別の御配意をお願いいたします。

消 防 保 安 課
消 防 救 急 班
担 当 : 津 森
TEL : 083(933)2399
FAX : 083(933)2408

電子メール tsumori.atsushi@pref.yamaguchi.lg.jp

令和8年春季山口県火災予防運動推進事項について

1 目的

火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 実施期間

令和8年3月1日(日)～3月7日(土)の7日間

3 防火標語（令和7年度山口県火災予防作品防火標語の部 最優秀作品）

『消火器と 心掛けとの 二刀流』

4 本県の推進事項

(1) 住宅防火対策の推進

- 住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理
- 安全装置付きの火気使用器具及び消火器具の普及促進
- 電気火災の危険性に係る広報の実施
- たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
- 防炎品の周知及び普及促進

(2) 地震火災対策の推進

- 地域における火災予防の推進
- 感震ブレーカーの普及推進

(3) 林野火災予防対策の推進

- 林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚
- 林野火災注意報・林野火災警報の的確な発令と警戒パトロール
- 火入れに際しての手続等の徹底
- 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の実施

(4) 防火対象物等における防火安全対策の徹底

- 防火対象物の用途等に応じた防火安全対策の徹底
- 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進

(5) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進

○充電式電池に関する注意喚起

○ガストーチバーナーに関する注意喚起

(6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

(7) 乾燥時及び強風時の火災に対する警戒の強化

(8) 放火火災防止対策の推進

○放火火災に対する地域の対応力の向上

○ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底

5 本県の実施事項

(1) 火災予防作品の活用等

(2) 各種メディアや広報媒体を活用した広報